

広島県告示第六百六十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防訪問介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年六月十四日

広島県知事 藤田雄山

指定介護予防サービス事業者	主たる事務所所在地	名称	事業を行うサービス所	所在地	指定年月日
生活協同組合ひろしま	広島市西区草津港二丁目八番四二号	生協ひろしま介護サービス・観音	広島市西区南観音五丁目二番九号	広島市西区南観音五丁目二番九号	平成一九年四月一日
有会社イケバヤシ	福山市南手城町四丁目一番二二号三〇六号室	みなみ訪問介護事業所	福山市南手城町四丁目一番二二号三〇六号室	福山市南手城町四丁目一番二二号三〇六号室	平成一九年四月一日
株式会社ニックス	広島市東区尾長東二丁目六番六号	ニックス中訪問介護事業所	広島市中区西白島町二二一六〇	広島市中区西白島町二二一六〇	平成一九年五月一日
株式会社海来コーポレーション	尾道市因島洲江町二一四〇番地一	ヘルパーステーションみらい	尾道市因島洲江町二一四〇番地一	尾道市因島洲江町二一四〇番地一	平成一九年五月一日
株式会社福祉情報センター	広島市西区観音新町二丁目二番一五号	ヘルパーステーションぼけっと	東広島市八本松町正力一二七六番地五号	東広島市八本松町正力一二七六番地五号	平成一九年五月一日